

別表第 2 (第 6 条関係)

援護費支給基準額表

援護費支給 基準額の区分 妊産婦が属する 世帯の階層区分	基準額	加算基準月額 (入院期間が 7 日を超えた場 合の 1 日当た りの加算額)	特別加算額 (入院中に手術療法等を 受けた場合の加算額)	
			開腹	分娩誘発 その他
生活保護法による被保護 世帯 (単給世帯を含む)	円 9, 100	円 1, 300	円 8, 700	円 3, 000
市町村民税非課税世帯	7, 300	1, 000	8, 700	3, 000
所得税非課税世帯	6, 400	900	8, 700	3, 000
所得税の課税世帯の所得 税年額が 30, 000 円 以下の世帯	5, 500	800	8, 700	3, 000
備考				
<p>1 この表の所得税の課税世帯の所得税年額が 30, 000 円以下の世帯とは、所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和 22 年法律第 175 号) の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項</p> <p>(2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律 (平成 2 年法律第 13 号) 附則第 13 条</p> <p>2 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課題関係が判明しない場合の取扱については、これが、判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>3 世帯階層区分の認定は、当該妊産婦の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に妊産婦を扶養しているもののうち、当該妊産婦の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。</p>				